

# 茨木市市民会館跡地エリア新施設・広場等活用推進支援業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市市民会館跡地エリア新施設・広場等活用推進支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

## 1 件名

茨木市市民会館跡地エリア新施設・広場等活用推進支援業務委託

## 2 業務の目的

「育てる広場」の実現に向け、市民が主体となって公共空間を利活用していくためには、市民自身が使い方をイメージしながらルールや仕組みづくりに参画するほか、各施設機能と多様な主体との協働による課題解決や創造的な取り組みを検討していく必要がある。また、敷地C・DのIBALAB@広場で取り組んできた社会実験を通じて、敷地A・Bの新施設と広場（以下、「新施設・広場」という。）を舞台に活動する人材の掘り起こしや、同じく新施設に移転する市民活動センターも含めた活動主体に対するコーディネート機能の強化が求められる。

そのため、新施設・広場を主体的に活用する市民の深化やさらなる広がりを目的としたワークショップや、それら市民活動のコーディネートを行う人材の発掘・育成、市民参加の新しい可能性の検討、試行など幅広い取組を行うものである。

## 3 委託する業務の内容

### ア 新施設・広場供用開始後の活用に向けての検討

#### a. ルールづくり

新施設・広場での運用に向けて、市民参加型のルールづくり検討についての支援を行う。

なお、実施にあたっては「育てる広場」実現に向けた運用の見直しも意識しながら市民と共に適宜行うこと。

#### b. 活動の創出・裾野の拡大

これまでの市の取組を踏まえつつ、さらなる市民活動の参加の裾野を広げる取組を行う。

#### c. 市民参加手法の検討

新施設・広場の運営に係る市民参加手法の仕組みづくりについて支援を行う。

### イ 市民活動のサポート・コーディネート機能の検討

新施設・広場における市民活動のコーディネート機能のあり方、仕組

み等について、市民会館跡地活用検討、市民活動センターの今後の検討など、これまでの取組等を踏まえた支援を行い、市民自身による市民活動のサポート、コーディネートを行う主体の発掘・育成を行う。

ウ IBALAB@広場の社会実験等支援

広場を使った社会実験等の実施支援を行う。

エ その他新施設・広場等の活用推進支援関連業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・協議打合せ（月1回程度を想定）
- ・業務報告書作成
- ・受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-Rに入力）でも納品すること。

(1) 業務報告書 3部

※「3 委託する業務の内容」ア、イのうち、新施設・広場の指定管理者募集要項等に盛り込むべき事項については、令和4年6月ごろまでに成果品として業務内容を別途まとめること。

(2) 業務報告書を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または契約期間の満了後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。